

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和4年7月15日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和4年7月15日

岐阜県知事 古田 肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス松之木店
高山市松之木町295番5 外

2 意見の概要

高山市長の意見

- ・近隣住民・環境への配慮について
- ・交通安全について
- ・救急車に関する事前協議について
- ・AEDの設置について
- ・消火栓の設置について